

農の広場

登米市農業委員会だより

特別号

平成29年9月

「会長のあいさつ」

秋の豊かな実りを期待する季節となりました。皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

任期満了と農業委員会法の改正に伴い、平成29年7月24日から新しい農業委員会がスタートしました。

農業委員の選出方法がこれまでの公選制から市長が議会の同意を得て任命する方法に変わり、市長から新農業委員24名に任命辞令が交付されました。

同日に開催された農業委員会初総会において、会長に就任することになりました。大変身の引き締まる思いです。また、会長職務代理者に五十嵐幸喜委員が就任いたしました。

さらに、「農地等の利用の最適化の推進」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の現場活動を強化するため、農業委員会は新たに農地利用最適化推進委員を設置し、8月1日に26名（定数30名）に委嘱状を交付しました。

新農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は平成32年7月23日までの3年間となります。

農業は、食料の安全供給を担う重要な産業であると同時に、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承など、多面的な機能を担っています。

しかしながら、我が国の、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。

本市におきましても、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、一段と厳しい状況にあります。

本市の財産である農地を守り、次世代へと継承し、地域、農村の現場の声を大事にしながら、耕作放棄地の解消、土地の有効利用を促進し、農業振興の向上を図ることは、大変重要と認識しております。

最後に「農の広場」「登米市ホームページ」を通じて情報の「見える化」に努め、親しみのある農業委員会を目指しておりますので、市民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

農業委員



(迫町)

うえのえいこう
上野栄公



(迫町)

みつづかよし
三塚芳毅



(迫町)

ささきまきこ
佐々木まき子



会長職務代理(中田町)

いがらしこうき
五十嵐幸喜



会長(南方町)

たかはしきよのり
高橋清範



(東和町)

すずきやすこ
鈴木泰子



(登米町)

かがしゅうじ
芳賀秀二



(迫町)

おののらよしゆき
小野寺義幸

農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている行政委員会で、市長により任命された農業委員と農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員によって構成される委員会です。

農業委員の主な仕事

総会議案審議を中心とした活動を行ないます。
農地利用最適化推進委員の主な業務
担当地域内の農地利用の最適化を推進するための現場活動を行います。

農業委員



(中田町)

すず 木 巖
すず き いわお



(中田町)

もん 門 馬 一 郎
もん ま いち ろう



(中田町)

いわ 岩 淵 勉
いわ ぶち つとむ



(中田町)

た 田 島 幹 雄
た じま みき お



(東和町)

まつ 松 野 秀 郎
まつ の ひで お



(米山町)

あき 秋 山 耕
あき やま こう



(米山町)

さくら 櫻 井 利 光
さくら い とし みつ



(米山町)

あ 阿 部 晃 徳
あ べ あき のり



(豊里町)

とよ 豊 澤 啓 司
とよ さわ けい し



(豊里町)

さ 佐 藤 幸 治
さ とう こう じ

「農地を転用するには
農地法第4条または
第5条の許可が必要です。」
農地転用とは、農地を住宅や工
場などの建物敷地、資材置場、駐
車場など農地以外の用途にする行
為のことで、土地所有者自らが農
地を転用する場合は農地法第4条、
賃借権などの権利の設定、または
所有権の移転を受ける者が農地を
転用する場合は、農地法第5条の
許可を受けなければなりません。



(石越町)

あ 阿 部 静 男
あ べ しず お



(石越町)

にかいどう 二階堂 紀 一
にかいどう き いち



(米山町)

さ 佐 藤 久 順
さ とう ひさ みの

「農地の違反転用の
未然防止について」
農地を転用する場合には、農
地法に基づく適正な手続きをお
願いします。農地を無断で転用
すると、場合によっては、刑事
告発の対象となります。
農地は、大切な食料の供給基
盤です。
一度農地以外のものにされる
と元に戻すことは極めて難しい
ことから、農地の転用は、計画
的な土地利用のもとに適正に行
われる必要があります。



(津山町)

お 尾 張 勝
お わり まさる



(南方町)

あさ 浅 野 和 宏
あさ の かず ひろ



(南方町)

しば 柴 崎 専 一
しば さき せん いち

農地利用最適化推進委員



第3地区
(迫町北方の区域)
あずま けい ぞう
東 敬 三



第3地区
(迫町北方の区域)
ち ば く み お
千 葉 久 三 男



第2地区
(迫町新田の区域)
た さ き み つ お
田 崎 光 雄



第2地区
(迫町新田の区域)
おい かわ す け ひろ
及 川 祐 宏



第1地区
(迫町佐沼及び森の区域)
かど わ き あ き お
門 脇 昭 雄



第11地区
(中田町石森の区域)
さ とう けい
佐 藤 啓



第10地区
(東和町米谷の区域)
さ とう かつ し
佐 藤 一 志



第9地区
(東和町錦織の区域)
お の で ら し ん こう
小 野 寺 伸 光



第5地区
(登米町日根牛区域を除く区域)
ほ う じ ょ う し げ お
北 條 茂 雄



第4地区
(登米町日根牛の区域)
た け だ ま さ お
武 田 正 男

「農地の相続登記をしましょう」
近年、農地について相続が発生しても、登記名義人が変更されず、権利関係が不明確となるケースが多くなっており、相続登記をしないと、相続人に所在不明者がいる場合など、すぐに相続の手続きが出来ず、相続分を確定することが難しくなります。未相続が重なる、誰が相続人になるのか、その調査に時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となっております。



第13地区
(中田町上沼の区域)
い し かわ み つ お
石 川 満 夫



第12地区
(中田町宝江の区域)
さ さ き よ し ろ う
佐 々 木 喜 朗



第11地区
(中田町石森の区域)
す が わ ら た か の り
菅 原 孝 紀

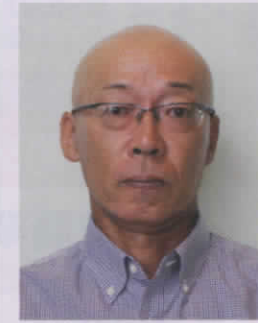
「相続により農地を取得した時は届出が必要」
農地を相続した方は概ね10カ月以内に農業委員会に届出をしなければなりません(農地法第3条の3)。なお、届出には相続登記完了証が必要となります。



第16地区
(豊里町山通りの区域)
た け や ま せ っ お
武 山 節 雄



第15地区
(豊里町鶯波三区の区域)
ど い けん い ち
土 井 健 一



第13地区
(中田町上沼の区域)
さ さ き た か し
佐 々 木 尚

農地利用最適化推進委員



第21地区
(米山町中津山の区域)
よしむら ちゆういち
芳村忠市



第20地区
(米山町西野の区域)
ささき ひろし
佐々木 寛



第19地区
(米山町桜岡の区域)
すずき かずよし
鈴木 一義



第18地区
(米山町善王寺の区域)
はすぬま たけみつ
蓮沼武光



第17地区
(豊里町籾波三区・山通り区域を除く区域)
ささき たけお
佐々木 武雄



第24地区
(南方町西郷地区の区域)
さとう きゆういち
佐藤 久一



第23地区
(南方町東郷地区の区域)
かめい たつお
亀井 達夫



第22地区
(石越町の区域)
はぶ こうや
土生 浩也



第22地区
(石越町の区域)
すずき けいこう
鈴木 敬康

「農地は適正に
管理を行なって下さい」

農地を管理せず放置すると、雑草が繁殖し害虫などの発生原因になったり、ゴミの不法投棄が行なわれるなど、周辺地域の営農環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがありますので、草刈等の適切な管理をお願いします。

また、農地法により市内全ての農地の利用状況を年1回調査しなければならぬと規定されていて、この調査により耕作されていないとされた農地の所有者へ利用意向調査を行なうことがありますので、ご協力お願いいたします。

謹んで哀悼の誠を捧げます

登米市農地利用最適化推進委員(第25地区)白鳥孝則氏が、去る8月18日にご逝去されました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

- 農地利用最適化推進委員のうち次の地区は欠員のため委嘱が出来ませんでしたので、決定次第お知らせいたします。
- 第6地区 (津山町柳津の区域)
 - 第7地区 (津山町横山の区域)
 - 第8地区 (東和町米川の区域)
 - 第14地区 (中田町浅水の区域)

農地に関する相談は、登米市農業委員会へお問い合わせ下さい

登米市農業委員会

住所:〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市中田庁舎1階
 電話:0220-34-2317 FAX0220-34-4988
 メールアドレス:noui@city.tome.miyagi.jp